

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	15	事業名	福島県復興公営住宅入居相談事業	事業番号	◆A-1-2-2
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	168,740 (千円)		全体事業費	444,080 (千円)	
事業概要					
<p>県では、原子力災害により避難を余儀なくされている居住制限者向けに整備した復興公営住宅の入居事務を円滑に行えるよう「福島県復興公営住宅入居支援センター」を設置している。</p> <p>入居支援センターでは、全国各地の避難者等に対し、募集等に関する各種情報を発信するとともに、膨大な問合せへの対応や募集案内等の発送行い、募集、受付、抽選等の入居事務を円滑かつ適正に実施している。</p> <p>県営復興公営住宅については、募集を保留している一部団地以外の整備は完了しているが、未だに多くの原子力災害による避難者が、県内外の応急仮設住宅や借り上げ住宅等に居住している状況であり、これらの避難者の居住の安定を図るため、今後も継続して入居支援センターによる円滑な入居事務を執行していく必要があることから、引き続き本事業を実施する。</p> <p>業務の所在地 : 福島市中町 8 番 2 号 福島県自治会館 7 階 業務予定期間 : 平成 26 年 2 月から令和 6 年 3 月まで 業務の内容 : ・問い合わせ対応業務ー 募集期間、募集中の団地、規格、入居要件、家賃等。 ・入居の募集、受付、抽選等ー 募集の広報、申込用紙の記載確認、抽選の実施等</p> <p>これまでの実績 : 相談対応件数 69,082 件 (R5.8 末時点) 申込受付件数 13,309 件</p> <p>『福島県復興計画(第 2 次)』 取組名 : 生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】 取組内容 : 避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について実施中</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 28 年 11 月 18 日) 平成 29 年度も事業を継続するため、A-1-9 災害公営住宅整備事業(内郷宮町 : いわき市)より 44,999 千円(国費 : 35,999 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 213,739 千円(国費 : 170,991 千円)に増額。</p> <p>(平成 29 年 10 月 13 日) 平成 30 年度も事業を継続するため、A-1-10 災害公営住宅整備事業(北中央)から 34,297 千円(国費 : 27,437 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 248,036 千円(国費 : 198,428 千円)に増額。</p> <p>(平成 30 年 10 月 11 日) 平成 31 年度も事業を継続するため、A-1-10 災害公営住宅整備事業(北中央)から 34,867 千円(国費 : 27,893 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 282,903 千円(国費 : 226,320 千円)に増額。</p> <p>(令和元年 10 月 15 日) 令和 2 年度も事業を継続するため、A-1-10 災害公営住宅整備事業(北中央)から 34,801 千円(国費 : 27,840 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 317,704 千円(国費 : 254,160 千円)に増額。</p>					

(令和2年10月13日)

令和3年度も事業を継続するため、A-1-10 災害公営住宅整備事業（北中央）から 34,213 千円（国費：27,370 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 351,917 千円（国費：281,530 千円）に増額。

(令和3年10月11日)

令和4年度も事業を継続するため、A-1-10 災害公営住宅整備事業（北中央）から 30,067 千円（国費：24,053 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 381,984 千円（国費：305,583 千円）に増額。

(令和4年10月12日)

令和5年度も事業を継続するため、A-1-10 災害公営住宅整備事業（北中央）から 31,048 千円（国費：24,838 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 413,032 千円（国費：330,421 千円）に増額。

(令和5年10月11日)

令和6年度も事業を継続するため、A-1-8 災害公営住宅整備事業（泉町本谷）から 31,048 千円（国費：24,838 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 444,080 千円（国費：355,259 千円）に増額。

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、応急仮設住宅等からの移行を進め、居住の安定の確保を図るものである。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1
事業名	災害公営住宅整備事業
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
原子力災害からの居住制限者向けの災害公営住宅（復興公営住宅）の整備については、平成25年度より工事に着手し、竣工後順次入居を進めているが、入居相談事業により円滑かつ適切に事業を実施している。	

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業 (飯野)	事業番号	A-2-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費		149,399 (千円)	全体事業費	149,399 (千円)	

事業概要

原子力災害による全村避難以降、飯舘村は平成 23 年 12 月に、“村民一人ひとりの復興を目指す”を基本理念とする「いいたてまでいな復興計画 (第 1 版)」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施し、第 5 版まで取りまとめてきたところである。

第 2 版及び第 3 版では、急ぎ取り組む重点施策の 1 つとして、村外拠点の整備を取りまとめたところである。子育て世帯を支援する村外子育て拠点として、幼・小・中学校の仮設校舎に近い福島市飯野町に、災害公営住宅 23 戸と子育て世代が集まって情報交換や交流を図る支援集会施設の建設を進め、平成 26 年 8 月に完成し、同年 9 月から入居を開始している。

当該災害公営住宅に入居する飯舘村の避難者世帯の居住の安定確保を図るため、家賃の低廉化を行う。

対象戸数：11 戸

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

居住制限者の避難の状況と関係

飯舘村は、原子力災害による村全域の放射能汚染と、その後の避難指示の継続により、平成 29 年 3 月 31 日まで居住制限区域であった。(帰還困難区域である長泥地区を除く)

災害公営住宅は、原子力災害避難者となった村民のコミュニティの再形成・維持の拠点となるものであり、帰村につなげるための最重点施策である。

また、災害公営住宅入居者の居住の安定を図るため、家賃の低廉化を行い、安全で安心な生活を営めるよう支援を行うものである。

※避難者新事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

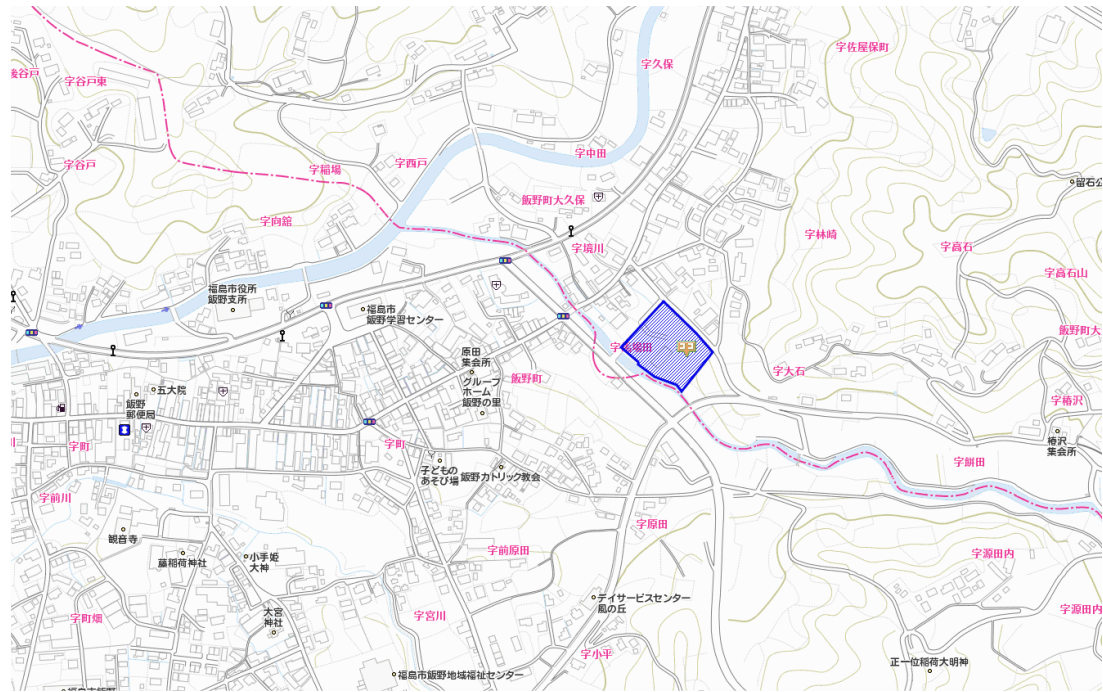
基幹事業との関連性

--	--

(別紙)

※生活拠点形成事業等を実施する場所がわかる図面を添付してください。

■福島市飯野町地内



(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業 (飯野)	事業番号	A-3-1
交付団体	飯舘村		事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費	13,615 (千円)		全体事業費	13,615 (千円)	

事業概要

原子力災害による全村避難以降、飯舘村は平成 23 年 12 月に、“村民一人ひとりの復興を目指す”を基本理念とする「いいたてまでいな復興計画 (第 1 版)」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施し、第 5 版まで取りまとめたところである。

第 2 版及び第 3 版では、急ぎ取り組む重点施策の 1 つとして、村外拠点の整備を取りまとめたところである。子育て世帯を支援する村外子育て拠点として、幼・小・中学校の仮設校舎に近い福島市飯野町に、災害公営住宅 23 戸と子育て世代が集まって情報交換や交流を図る支援集会施設の建設を進め、平成 26 年 8 月に完成し、同年 9 月から入居を開始している。

当該災害公営住宅に入居する飯舘村の避難者世帯のうち、特に収入が低い世帯の家賃を、一定期間、無理なく負担しうる水準まで減額するものである。

対象戸数：7 戸

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

居住制限者の避難の状況と関係

飯舘村は、原子力災害による村全域の放射能汚染と、その後の避難指示の継続により、平成 29 年 3 月 31 日まで居住制限区域であった。(帰還困難区域である長泥地区を除く)

災害公営住宅は、原子力災害避難者となった村民のコミュニティの再形成・維持の拠点となるものであり、帰村につなげるための最重点施策である。

また、災害公営住宅入居者の居住の安定を図るため、特に収入が低い世帯に対して更に家賃の減額を行い、安全で安心な生活を営めるよう支援を行うものである。

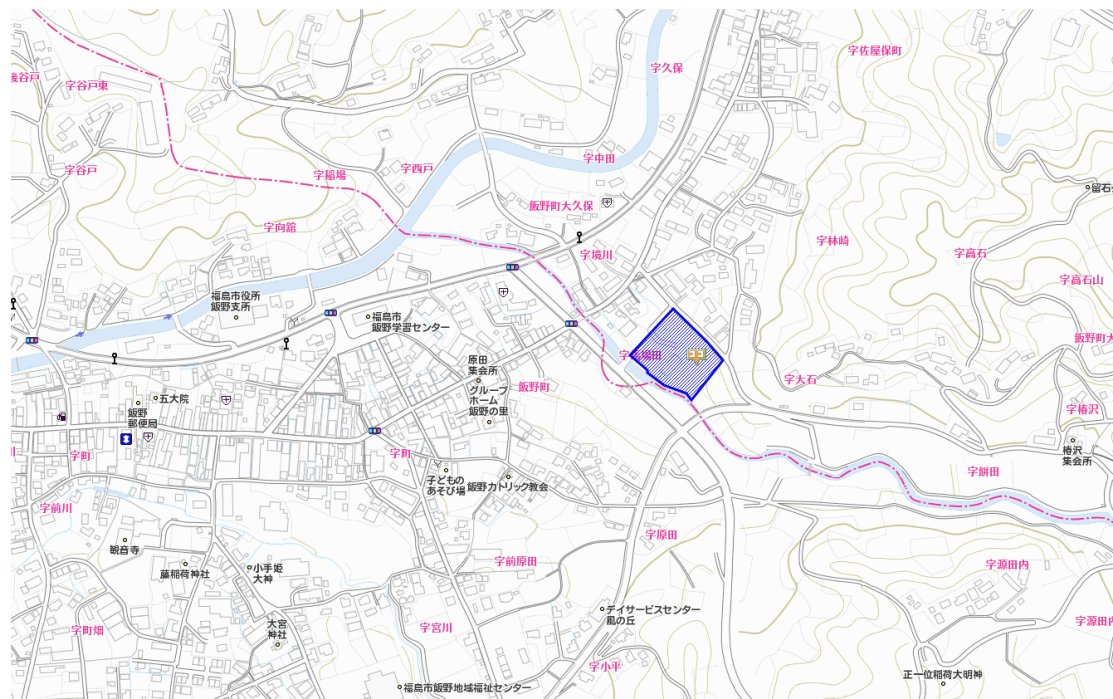
※避難者新事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(別紙)

※生活拠点形成事業等を実施する場所がわかる図面を添付してください。

■福島市飯野町地内



(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業 (福島市)	事業番号	A-2-2
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県(直接)		
総交付対象事業費	3,723,361 (千円)	全体事業費	3,723,361 (千円)		

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅入居者への家賃を低廉化する。

【対象】

- ・北信団地 (鎌田)
- ・笹谷団地 (笹谷)
- ・飯坂団地 (飯坂)
- ・北中央団地 (北中央)
- ・北沢又団地 (北沢又、北沢又 2)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

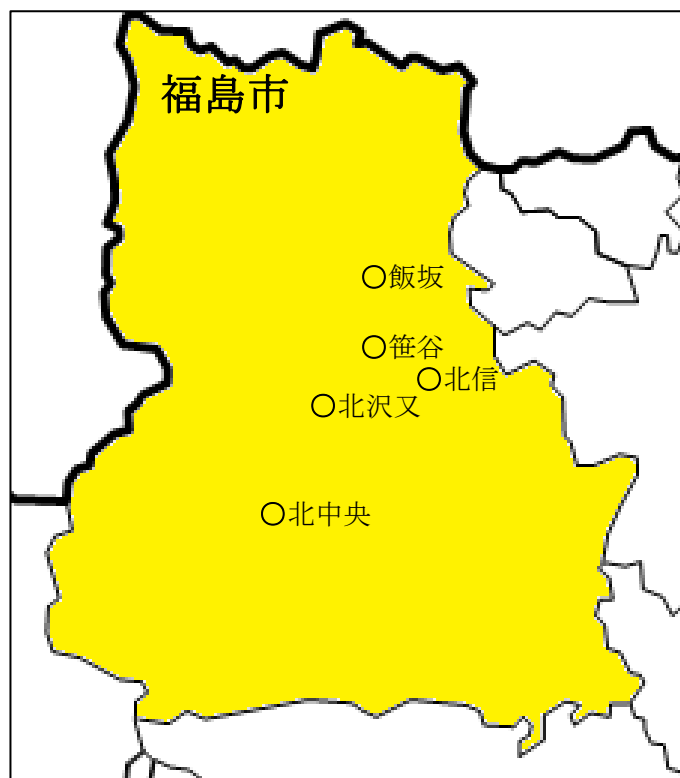
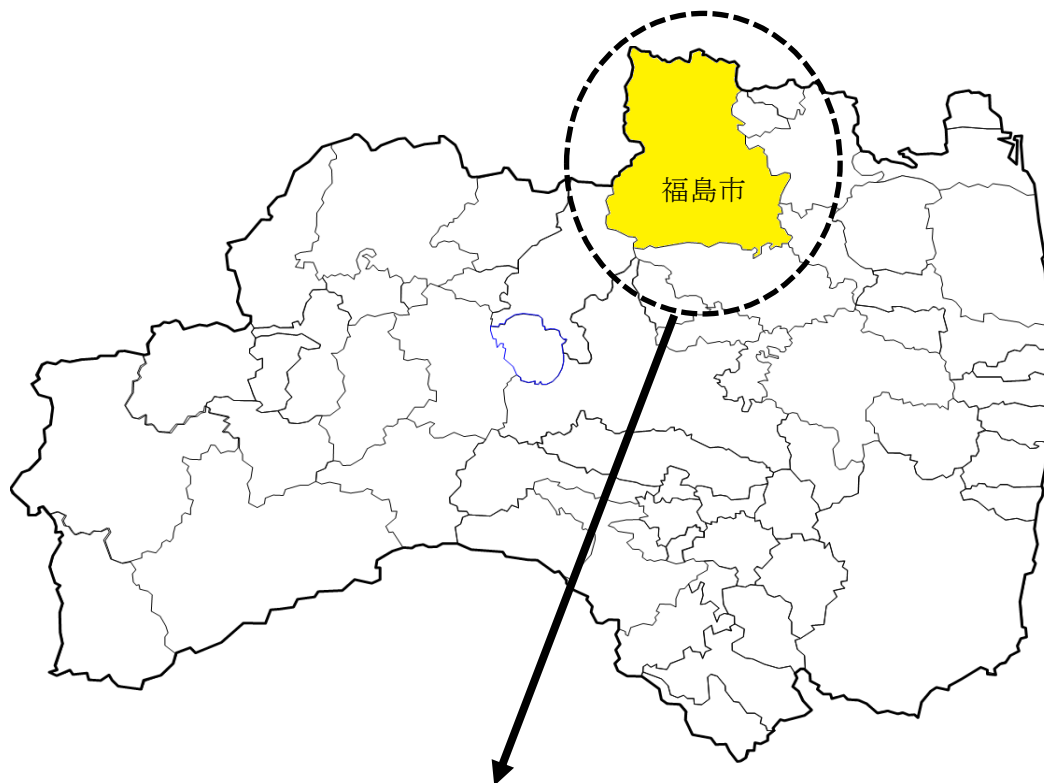
災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、応急仮設住宅等からの移行を進め、居住の安定の確保を図るものである。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(別 紙)

※生活拠点形成事業等を実施する場所がわかる図面を添付してください。



(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業 (福島市)	事業番号	A-3-2
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	461,763 (千円)		全体事業費	461,763 (千円)	

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、応急仮設住宅等に居住する特に所得の低い避難者が円滑に災害公営住宅に移行し速やかに住宅再建できるよう、災害公営住宅の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低減する。

【対象】

- ・北信団地 (鎌田)
- ・笹谷団地 (笹谷)
- ・飯坂団地 (飯坂)
- ・北中央団地 (北中央)
- ・北沢又団地 (北沢又、北沢又 2)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう特に所得の低い入居者の家賃を低減する必要がある。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(別 紙)

※生活拠点形成事業等を実施する場所がわかる図面を添付してください。

